会 議 録

会議の名称	第6回小金井市子ども・子育て会議
事務局	子ども家庭部子育て支援課
開催日時	令和元年12月16日(月)19時から20時20分まで
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階 801会議室
委員	会長 倉持 清美 委員 会長職務代理 水津 由紀 委員 委員 石川 健一 委員 北脇 理恵 委員 お木 隆行 委員 鈴木 恭子 委員 長岡 好 委員 公村 保宣 委員 村田 由美 委員 大席委員 浅野 正道 委員 村上 邦仁子 委員 村上 洋介 委員 村上 邦仁子 委員
出席者事務局	子ども家庭部長 大澤 秀典 子育て支援課長 冨田 絵実 子育て支援係長 福井 英雄 保育課長 三浦 真 保育政策担当課長 平岡 良一 児童青少年課長 鈴木 剛 児童青少年係長 前田 裕女 学童保育係長 山田 洋暁 健康課長 石原 弘一 生涯学習課長 関 次郎
傍聴の可否	可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	7人
会議次第	1 開会2 次期計画策定について3 家庭的保育事業の認可4 閉会
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり
提出資料	1 資料13 資料12修正案2 資料14 次期計画における資料編等について3 認可1 小金井市家庭的保育事業等設置認可変更届
その他	

第6回小金井市子ども・子育て会議 会議録

令和元年12月16日

開 会

○倉持会長 それでは、ただいまから第6回小金井市子ども・子育て会議を開催します。

本日は、浅野委員、村上邦仁子委員、村上洋介委員から欠席の連絡をいただいています。石川委員は10分ほどおくれて、水津委員は1時間ほどおくれて来られる予定です。

それでは、次第に従って審議に入っていきたいと思います。

次第(2)、「次期計画策定について」、行っていきたいと思います。

前回会議では第3章の審議を終えて、第4章について子どもの居場所の話を中心に審議を行っていました。本日はパブリックコメント前の最後の会議となりますので、そのことを十分踏まえて審議を行っていきたいと思います。ぜひご協力、よろしくお願いいたします。

第4章については、前回の会議を踏まえて資料13で修正案を作成していただいております。まずそれを確認したいと思います。その後、第4章のそのほかの部分については、 資料11で事前にご意見をいただいているところです。前期の会議や今期の子どもの権利 部会において、これまで相当の審議を行っていることから、審議は30分ほどにして、19 時半以降には第1章、第2章、第5章の審議に入っていきたいと思います。

それでは、まず資料について事務局から説明をお願いいたします。

○子育て支援係長 前回会議では、資料12の素案・第2案について、子どもの居場所の話を中心にご意 見を頂戴しました。資料13は、前回会議を踏まえ修正した、資料集12の修正案になりま す。資料12からの修正箇所には下線を引いております。

> まず68ページの下のほうになります。子どもの居場所につきまして、さまざまな検討課題に関して、関係者により継続的な検討を行っていくとの内容で記載しております。 この内容に関しましては、第1章の課題と方向性にも一定記載があるところでございますが、ここでも記載するようにしました。

> 69ページにまいります。番号1の、まず事業名称を子どもの居場所づくりの推進にいたしまして、内容としましては2つ。事業の内容をご覧いただきますと、まず上のほうに、子どもの居場所の推進体制を整備するということで、内容としては、参考指標のところにあります、子どもの居場所に関するネットワークづくり、あと関係者による居場所のあり方の継続的検討とあります。この、子どもの居場所のあり方の検討を踏まえた

うえで、下段にあります地域の居場所づくりを推進するとの形で記載いたしました。 続いて75ページです。下のほうで4-2の番号1です。認可保育所での障がい児保育。 前回会議で、「受け入れ可能な」との文言がいかがなものか、「可能な限り」との表現 がよいのではないかとのご意見があったことから、そのように修正しております。

続いて資料14です。次期計画につきましては、第1章から第5章までの本章部分のほかに、資料編を掲載する予定です。この資料編につきましてはパブリックコメント時点では入れず、来年3月末に最終的に計画を策定する段階で入れる予定ですが、委員のご意見を頂戴したい項目があることもあり、概要をお示しいたしました。

基本的には現行計画と同様の項目が多いですが、今回新たに入れるものとしましては、 1の(4)にあります子どもの権利部会審議内容の報告について、あと(7)のその他 の部分で4つほど記載しております。なお、この(7)のその他の4点に関しましては、 資料編に入れるか、あるいは第3章、第4章に入れるか、今度また検討させていただき たいと思っております。

委員のご意見を伺いたい項目としましては、1の(2)の委員名簿の後の、「委員あとがき」という部分です。現行計画をお持ちの方はご覧いただければと思いますが、93ページ以降になります。子ども・子育て会議全員の方から委員あとがきというものを、原稿をいただいて掲載しております。短い方で300字、長い方だと1,500字近く書いていただいております。ただし、今期の委員に関しましては、委員改選を行ったのが今年の8月ということで、比較的間もない委員さんもいらっしゃるので、この扱いをどうするかご意見を頂戴したいと思っております。A案として現行どおり全員が記載、B案として一部の委員のみ記載、C案、完全になしとする。他市の計画を見ますと、こういった委員あとがきはあまり見られないのかと。小金井市の計画の特徴といえば特徴になります。ご意見を頂戴したいと考えております。

あと、2の第1章から第5章の空きスペースにつきましては、現状だと見た目として やや味気ないので、イラストや写真、あるいは委員コラムあたりを入れることも考えら れるのではないかということで記載しております。詳細は資料をごらんください。

があったと思うんですけれども、事業の取り組み内容のところなどに反映していただい

事務局からは以上です。

○ 倉持会長 ありがとうございました。資料14については後ほど検討していきたいと思います。 資料13の修正案についていかがでしょうか。前回は子どもの居場所について熱い議論 ているところですが、いかがでしょうか。

○北脇委員

資料集13のところに継続的な検討を行いますということで、子どもの居場所のことに関して追記していただきまして、とてもよくなったなと思いました。継続的な検討とありますので、今回は話し合いが足りなくて、時間が足りなくて今日も増えたぐらいなので、次回以降になると思うんですが、ほかの話し合う場、部会とか何かありますか。すみません、専門用語はわからないんですが、子どもの権利条例のときみたいに、このメンバーだけではなくてほかのメンバーも入れた、例えば何度か本気プロとかも出てきたと思うんですけれども、そういうメンバーも入れて、子どもの居場所について、もっと広い方の意見を聞いて話し合う場みたいなものを今後設けていっていただきたいなと思いますので、この「継続的な」ところにかかると思いますので、よろしくお願いします。

○倉持会長

ご希望ということで承っていただけたらと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

○古源委員

前回は欠席いたしまして申しわけございませんでした。十分そのあたりが審議され尽くした結果の、この資料13なのかなと思ってはいるんですけれども、資料13の68ページの下から2行目の「対象とする子ども」というところに、実際に対象とする子どもが明記されていますよね。これが必要なのかどうかということを、私はまずこれを見たときにちょっと思いました。というのは、この目標2-3というのは、全ての子どもの居場所と交流の場の充実という項目なので、とりたてて、こうした対象とする子どもに関する事業を展開していくことを検討するということではあると思うんですけれども、全体的な子どもに対する居場所を検討していくという項目の中なんじゃないかなということで、ここの、特に「高学年児童、特別な配慮が必要な子ども、不登校児等」という明記が必要なのかなと思いました。

もしもこの対象とする子どものことを検討課題にしていきたいということであれば、 例えばここでこれからやっていく各事業の対象とする子どもの検討をするとか、あと担 い手については確保ということなのかなと思うんですけれども、担い手の確保とか、選 定等の課題とか、そういう形にしておいたほうがいいのかなと思いました。

あともう1点、次の69ページなんですけれども、69ページの1番の居場所づくりの推進のところはとてもわかりやすくなって、実態に即した計画になったと思います。その中で2枠目のところなんですが、ちょっと文章がわかりにくいのではないかと思うんですね。というのは、子どもの居場所のあり方の検討を踏まえ、子どもや保護者が気軽に

立ち寄れる地域の居場所づくりを推進し、地域全体で家庭を支援する環境を整備するということだと思うんですけれども、ここの「孤立しない、地域とつながり」というところは家庭にかかるわけですよね。市が進めていくのはあり方の検討と、居場所づくりの推進と、その環境整備だと思うので、孤立せず地域とつながる家庭をつくっていく支援をするということだと思うので、この文章がわかりにくいかなと思いました。

以上です。

○倉持会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。先回、村上委員から不登校児についてというご意見をいろいろいただいていて、こぼれ落ちというか、見過ごされがちな、そういうこともあるのでということで入れてはどうかというご意見も強かったように思うんですけれども。

それからもう一つ言っていただいた、番号1の下段のところは、具体的にこうしたらいいとか、何かありますか。

- ○古源委員 そうですね。最初の、子どもの居場所のあり方の検討を踏まえ、子どもや保護者が気 軽に立ち寄れる地域の場所づくりを推進するということと、家庭を支援する環境を整備 するというのと、2つに分けたらいいのかなと思いました。
- ○子育て支援課長 今おっしゃっていただいたところは、文言がちょっと多過ぎるということですよね。2つのセンテンスに分けて整理するということで、要素を落とすということではないと思うので、そこは修正をしたいと思います。
- ○古源委員 お願いします。
- ○子育て支援課長 ありがとうございます。
- 合持会長 それでは2-3の括弧について、ご意見いかがでしょうか。対象とする子どもについて括弧の部分があることで、かえって限定的な印象もあるというご意見だと思うんですけれども、これがないほうがすっきり、むしろ子どもたちみんなという、どの子どももという要素が強いようでしたらとったほうがいいとは思うんですけれども、いかがでしょうか。前回出られた委員の方たち、いかがでしょうか。
- ○鈴木 (恭) 委員 この会議に参加していて、前回の不登校児の話について議論を把握している方であれば、なぜここにこういった文章が書いてあるのかというのはわかると思うんですね。 つまり、見落とされがちな子どもたちがいると。それをこの資料の中に明記していないと、いろいろな事業が運営されていく中で、結局漏れているのではないかという話だったと思うので書いてくださったと思うんですけれども、確かに古源委員のおっしゃると

おり、全くそういった話の流れを知らない方が見たら、なぜここだけ特別に書いている のかなという印象は、確かに受けると思います。じゃあ、村上委員がおっしゃっていた、 漏れがないように、喫緊で、例えば不登校児であったり、何かすごく助けを求めている 子どもたちが、多分自分で声を上げにくいんですよね。その子たちが見落とされないシ ステム、見落とされないような事業になるべく記載ができたらいいと思うんですけれど も、ちょっとその記載はすごく難しいかなと思います。

- 倉持会長 ただ、番号1で事業の内容で、ネットワークをつくっていくとか、計画的に関係者で 検討していくというところで、漏れがないように検討していただけるのかなとは思いま すけれども。
- ○鈴木(恭)委員 個人的にはこの括弧はなくてもいいのかなと思いますけれども、ほかの委員の方が どう思われるか。
- ○北脇委員 私も鈴木委員がおっしゃるとおり、前回出た人にはわかるけれども、古源委員の言うとおり、出ていない人にはわからないというのは確かにそうだなと思うんですね。文章の中に「見落とされがちな」とはっきり書いてしまうのはだめなんですかね。見落とされがちな、括弧の中の子を含む全ての子どもたちみたいな形で、もう文章に組み込んでしまうのは、日本語的に美しいとかそういうのはよくわからないんですけれども、そういうのも検討してもいいのかなと思いました。

以上です。

- ○萬羽委員 私も前回どうするかというときに気になって、ここに明記するのかというので、明記ではなくて注釈のほうがいいんじゃないかという意見を言わせていただいちゃったんですが、それはほんとうに、今、古源委員がおっしゃったみたいに、全てのと言っているのに、あえて書くことにやっぱりちょっと違和感があったというところがあります。今のお話を聞いていて、北脇委員がおっしゃっていたみたいに、見落とされがちなというのが合っているかどうかわからないんですけれども、もしこの方々に対するのが不十分なのであれば、現状としてそういう場所がないであるとか、そういう問題点があるので、こういう方たちに対しても対策をするという説明書きが必要なのかなと思いました。以上です。
- ○子育て支援課長 いろいろご意見をいただいたところで、1つ、折衷とは違う提案になってしまうんですけれども、例えばここのところは、ご意見いただいたように対象は全ての子どもであるので、特定するような記載のところは、その箇所に関しては削除し、答申をいただ

きます際に、審議会からの附帯的なご意見として付記というんでしょうか、答申文の表書きのようなところに、この検討経過の中で、特に今後の課題となり得る部分であるとか、留意してほしい部分とか、例えばこういったテーマについて、部会設置なども含めて検討を継続してほしいとかいうご意見文を載せていただくことも可能なのかなと思います。例年いただいているところがあると思うので、そういったところで居場所については重要事業という位置づけなので、そこについてそこの文章の中であえて記載をいただくという整理の仕方もあるのかなと思いますというご提案です。

- ○倉持会長 ありがとうございます。
- ○小川委員 文言なんですけれども、私は自分の中で読み取れるのは、対象とする子どもというところは、多様な子どもの課題や担い手などの検討について関係者の継続的な、部会などを用いての検討をすると理解したんですけれども、ですからこの括弧のところは私たちがわかっていればいいことであって、子どもの多様な課題について考えていかなければいけない。その中には、私は年齢のことなどもやはり含まれると思っています。子どもたち全てというとゼロ歳からなのかということも含めて、子どもという大きなくくりの中で事業を進めていく中で、年齢的なことも考えていかなければいけないので、いろいろな課題があるんだというところで押さえていけばいいのかなと理解したんですけれども、いかがでしょうか。
- ○倉持会長 いろいろご意見をいただくと、この括弧の部分のところは削除して、多様な子どもの 課題や担い手などの検討について関係者により継続的な検討をするといった内容にする。 そのほかは、答申などのところで記載してはというのが、いいような印象を受けたんで すけれども、それでよろしいでしょうか。
- ○水津職務代理 はい。いいと思います。
- ○倉持会長 それでは、それで進めていきたいと思います。 ほかにいかがでしょうか。資料13の修正案についてはよろしいでしょうか。 それでは、資料12の第4章のそのほかの部分について、この場でどうしてもご発言したいことがありましたらお伺いしたいと思います。
- ○北脇委員 資料12の68ページの3番、図書館事業の夏休み工作についてなんですが、こちら、随 分前にも発言したんですが、参加者人数が18名と、対象の人数がとても少ないんですね。 なぜこの事業をやるのですかということを個人的に質問したときに、図書館に来る層を 広げたい、工作をすることによって、本だけではなくてほかの人たちの目も向けたいと

いうことでこういう事業をしているというお話だったんですが、それにしては18人だと 人数が少ないので、工作というのは図書館でやるというイメージもないので、あえてこ の事業を継続する必要があるのかという疑問を感じておりまして、その件に関しては随 分前にもお話ししたんですが、まだ載っているので、やはりこれは廃止してもいいので はないかと個人的には思いまして。

以上です。

- ○子育て支援係長 こちらの図書館の夏休み工作会に関しましては、図書館に確認したところ、図書館に来ない子どもや、読書の習慣がない子どもに来館してもらえるような取り組みを実施したいということで行われているとのことです。今後も工夫して、子どもと本をつなぐ取り組みができるようにしていきたいということから、計画の中に掲載したいとのことでした。北脇委員からお話があったことに関しましては、図書館にお伝えいたします。
- ○北脇委員 そういうことならば続けていただいてということなんですが、ただ18人というのがちょっと少な過ぎるかなと思いますので、もうちょっと対象を広げていただくとか、工夫をするとか、そういったことで、そちらの方向で努力していただければなと思いました。以上です。
- ○倉持会長 その辺、お伝えいただけたらと思います。18人がだんだん増えていくことを期待して いきたいと思いますが、ほかにはいかがでしょうか。
- ○谷村委員 75ページの記載で、「可能な限り」というところは私としては理解しました。実績のところなんですけれども、鈴木隆行委員からも資料11でご意見をいただいていると思うんですけれども、希望者と実際何%受け入れられたのかというのは、数字をせめて挙げていただかないと、来年度以降微妙に増えますとか言われても評価が難しいのかなと思うので、パーセンテージでも載せていただけないでしょうか。
- ○倉持会長 希望者に対して受け入れられた。
- ○谷村委員 そうですね。希望者が何人いて、何%受け入れられたのかという数字があったほうが、 可能な限りってどんな可能な限りなのか、少し見えると思うので。
- ○石川委員 前回の会議でも、学童の記載方法とそろっていない、そろっていないのには事情があるというのはわかっているんですけれども、希望人数に対する受け入れ者数の割合が学童では出せるということなので、であればやはり75ページの4-2の1番ですね、障がい児保育についても割合を出せればと思いますし、実はこれはここに限った話ではなくて、先ほどの図書館の北脇委員の、工作の18が微妙な数字で、それが漸増してどうなん

だみたいな話がありましたけれども、武蔵小金井駅の南のタワーマンションができることによって、子どもだけでも1,000人以上、2,000人くらい増えると言われている中で、漸増というこの課題設定、数値設定が実態にそぐわない形になっていることが往々にしてあると思うんです。その場合に割合で把握していれば、どれくらい足りていないのかがもうちょっと把握しやすくなるのではないかと思います。

- ○倉持会長 参考資料のところに割合を載せていくということですか。
- ○谷村委員 今現状の計画と実績のところですか、実績のところで多分把握されていると思います。
- ○保育政策担当課長 前回こちらでご説明が、きちんとしたことができなくて恐縮だったんですけれども、こちらの考え方として、毎年各園の状況によって募集数が変化しているんですけれども、最初から障がいのあるお子さんの枠として、別枠で募集する募集数が存在しています。そちらに対して何人応募されて、入れたか入れなかったかという数字は現実的に出すことは可能だとは思っているんですけれども、実際に一般の枠、いわゆる障がいではない枠で普通に申し込まれて、結果として加配対応で受け入れている実例も存在しておりまして、ですので希望されている方の実数の把握が結果として難しいという状況があります。ただ一方で、100%入れていないという自覚は確かに事務局としても持ってはいるので、できる限りの受け入れを行っていくという書き方しか現状ちょっと、数字上は難しいということで、このような書き方をさせていただいているというのが実態です。
- ○倉持会長 前者の数でもいいので、載せてほしいということですかね。
- ○谷村委員 まず、前者の数しか出ないのであれば、そこはしようがないと思うんですけれども、 その数字は出せるんですか。
- ○保育政策担当課長 出せるんですが、もともとの枠としての募集の数が全体の中で極めて少ないものですので、実態と合った数になるかどうかは別かなと思っています。実際にはこの中で、合計で41という数字が出ているんですけれども、実際に最初から枠として41の枠があって、募集をゼロ歳から5歳までの合計した結果ではなくて、枠ではなくても受け入れて、加配の対応をしている方の数も民間の場合はさせていただいていますので、実態の数からするとごく一部の方の希望の数に対して、受けられたか受けられなかったかというパーセンテージだけになるので、実態とはかけ離れた目標設定になってしまうかなとは思ってはいるんですけれども。
- ○倉持会長 皆さんが把握したいのは、希望した人がどれくらい入れているのかが知りたいという

ことだと思うんですけれども、母数を出すのか、受け入れ数を出していくか。

○保育政策担当課長 逆説的に申し上げると、障がい児枠という枠を設けているのは公立保育園は13設けているんですけれども、民間園さんの場合は、園の体制とかを見ながら枠を設けていただいていらっしゃる園もあれば、特段枠はなく、ご相談の中で一般の方と同じように受けていると。ただ、結果として保育士を1人つけているという状況もあるので、最終的な実績の数として今出しているのがこの数になるんですけれども、障がいの枠を希望していただいている方に対してどうだったかというのは出るんですが、それとは別に、入れた方の数は、最初から枠で設けていない方でも入れていて、実際に同等の対応をしている場合もありますので、こちらとしてもご希望として集約がなかなか難しいところがあるものですので、障がい者の枠に入りたいけれども入れなかったという結果はあるんですが、一般枠に入って、同等の対応をして保育を受けていらっしゃるという逆の方もいらっしゃるので、希望の母数を、会長が今おっしゃっていただいたんですが、もともとの母数と実際に入れた割合を出すのが、今のやっている事業のつくりから難しい状況になってしまっています。ですので、ごく一部の部分だけの数字をもって評価をいただくことになってしまうので、それでよろしいのかというのがこちらとして懸念されるところかなとは思っております。

○倉持会長 なかなか何%というのを出すのは難しいということだと思うんですけれども。

○谷村委員 括弧づけでも出したほうがいいと思うんですよ。実際に市がどのくらいの人数を用意しているのかと、希望者が何人だったかというのは、そこは括弧づけでも出していただいたほうがわかりやすいのかなと。現状、足りているのか足りてないのか、足りなさ具合というのがこの数字では多分全くわからないのかなと。最初の用意しているキャパというのは数字は出ています、わかるということですよね。それに対して希望者が何人いて、何%入れたのかというのも出る話ですよね。その数字は。公立園で13プラス民間でいうお話だったと思いますけれども。

○保育政策担当課長 そうですね。出したくないというわけでは全然ないんですが、民間園の場合、枠という概念をもともと持たないで、ご相談の中で受けているものもあるので、単純に枠に対して入れる、入れないだけということになると、希望者のごく一部の部分しか評価ができないというところと、今毎年確実に枠として募集しているのは公立保育園で、民間保育園さんは、事情によって枠でやったり、全体の中で相談の中で受けたりというやり方をとっていただいているものですので、以前もこの会でご指摘をいただいているん

ですけれども、公立保育園は現在3歳以上という基準でやっておりますので、3歳に満たないけれども、障がいの枠があったら入れたいというご希望があったとすると、その方は申し込みすらできないので、そういう事情はあらわれてこない。

ただ、そういう方でも、障がいの枠ではないところで申し込んで、園で態勢が組めれば、実際に職員をつけて受け入れている例もあるものですので、そういう部分の中のごく一部の、しかも3歳以上の方の枠だけ判断するような可能性が極めて多いような形の割合しか出せないということなので、括弧づきでもというお話だったんですけれども、ごく一部の部分の数字だけお出しするという形が、目標設定としてどうなのかというところはあるかなと思います。例えば今後の実績とか状況の資料として、例年こちらとして参考資料として出していくという扱いはあるかと思うんですけれども、目標の時点の数値として最初から入れるというのは、事務局としても全体の中の一部の数字でしかないので、ご判断いただく部分としてはどうなのかなという思いは正直あります。

○倉持会長 いかがでしょうか。

○石川委員 今のご発言の中で目標の数値という話ですが、あくまでこのページは参考指標ですよね。その認識で大丈夫でしょうか。

谷村委員の思いと同じかどうかわかりませんが、代弁すると、3歳以下の公立の定員がないということ自体も、この表からは何も見えてこない。実態が何も見えてこない状態で目標値が、参考指標が出ているよりは、3歳以下の障がい児枠という定員は設けられていないことがわかるようにしたほうがいいし、できればそこの数値もほんとうは知りたいので、知る仕組みも考えていくべきですし、それと並行して、3歳以上で公立で枠を設けているものに対して、例えば13の枠だけれども、実際はもっとたくさんの人が応募して、当落で落ちてしまっている実態があってと、その割合が、できなければ悪いとかいうことではなくて、徐々によくなっているのか、あるいは希望者の割合が急増しているとか、経年の変化を見る中で打つべき施策を考えていくべきなのかなと思います。打つべき施策を見るための数値として、一部ではあるけれども参考指標として載せることは可能なんじゃないかと思います。

○倉持会長 どの数字を。

○石川委員 3歳以上の障がい児枠、公立の枠に対して、今、公立と民間をそもそも分けています ので、公立のほうも参考指標に1つ追加して、定員に対する受け入れ割合を出す。そし て毎年の評価のところでは、3歳以下の障がい児枠はないけれども、そういった形のケ アが必要な形で、受け入れを希望されている方がどれくらいの実態なのかというのを把握していくのが今後の課題であるといった整理にしていけばいいんじゃないでしょうか。

- ○倉持会長 今お話伺っていて、書けるとしたら公立の保育園のところで、希望受け入れ数に対してどれぐらい受け入れているのか、過去、3歳児以上のみという形で、民間保育園については多様な受け入れ方があるので、それを数値化するのはちょっと難しいし、危険でもあるかもしれないなという気がします。もし可能であればそのような対応を。
- ○保育政策担当課長 今会長にまとめていただいた方向で、記載の仕方については検討させていただき たいと思いますが、言っていただいた方向で加える方向で準備をさせていただければと 思います。
- ○長岡委員 障がい児保育については、答えになっているかわからないんですが、保育所案内という冊子がありまして、それに障がい児保育をどのようにやっているかというところで、丸がなく、ほぼ三角という表記になっているんですね。なぜかというとその三角は、「詳しくは各園に相談を」というところの三角の表記であって、民間と公立保育園5園、全て三角の表記の中で、ご説明は保育課の方が言ってくださったとおりであって、同じダウン症という障がいを持っていらっしゃる方でも、合併的なさまざまな、内臓の機能のことで受け入れが難しかったり、そういったことで保育園との相談が必要になるために全園丸がないんですね。そういう中で、もちろん指標としては、数字としてそれが載っているほうが一般の方々は見やすいと思うんですけれども、公立保育園だけ載せていただくというのも、民間保育園としてもできるだけ協力して受け入れている中なので、同じ三角という表記で募集をかけている中だとバランスもとれてこないのではないかというのが、現場というか民間園のほうですね。

余談ですが、給食のアレルギーの対応にしても、エピペンの対応にしても、医療的ケアにしても、全てバツか三角という表記になっている中で、丸という施設はないというのは、お一人お一人の状況に合わせて公立も民間園も対応しているというあらわれだと思うんですね。ですので、どういう表記がわかりやすいかというのは私もわからないんですけれども、委員の方々が言われていることはよくわかります。

- ○倉持会長 ただ、数としてあらわしにくいところであるとは思います。いろいろと相談しながら 進めているところがあると思いますので、「可能な限り」という表現になるとは思うん ですけれども。
- ○小川委員 「可能な限り」というのはほんとうに含みが大きくて、極端なことを言うと、通常の

お子さんの定員を減らして障がい児枠を増やすという。そうであれば園も保育士さんの人数は変わらないで済むと。でも、人数を増やすということは、その子の対応の人数も増やしていかなければいけないということに連動してくるわけで、そこのところを考えると難しいなというのと、同じ障がい児の方でも、ここに入りたいという人と、そこには入れないけれどもこちらに入れるというとき、希望のところに入れなかった人数を把握するのか、それとも入った人の人数を把握していくのかというところでも違うと思いました。民間のところで言うと、保育士さんの人数の加配があるかないか、補助があるかないかというのは経営的な課題が含まれているので、そこのところを一概に、うちでは何人受け入れますという表記は難しいんだろうなと思うので、私は今までどおり人数で示していったほうがいいのかなと思います。ここのところを増やすというのは簡単だと思うんですけれども、その裏をもう少し考えていかないと難しいのかなと思いました。以上です。

○倉持会長 数字で書くよりも、今いろいろ出てきた意見を言葉として残していったほうがいいと すると、先ほどの答申と同じような扱いでしていったほうがいいのではないかと思いま す。そのような扱いでよろしいでしょうか。

それでは次に進みたいと思います。資料12の第5章、その他の部分についてはよろしいでしょうか。

○北脇委員 すみません、以前の宿題のときに失念してしまって出していなかったので、後でまとめて出したものに関して2点ありますので、読み上げます。

資料12の同じものですね。乳幼児歯科保育指導について、72ページの一番上のところ、「フッ化物の塗布などを行う」と事業内容が書いてあるのですが、フッ化物、つまりフッ素のことなんですけれども、これはWHOでは、1994年に6歳以下の子どもへのフッ素は強く禁止するということで見解を出しているんですね。いろいろ議論されている最中ではあるんですが、やはり推進派と否定派がいるように、ちょっと問題があるところなので、市の事業にしてしまうと市として推進しているようにとられてしまうので、こちらはあくまで個人で、必要があれば歯医者さんでやればいいだけなので、市の事業としてやる必要はないのではないかということで、こちらはできれば削除していただきたいなと思います。

ほかに虫歯予防ということでしたら食生活指導ですとか、今歯茎マッサージとか、ブラッシングとか、そういった方法もいくらでもありますので、薬で解決するということ

ではなくて、別のやり方もたくさんあるので、そちらを市としてはやっていただきたいということで、こちら、事業の内容のフッ化物の塗布は削除していただいて、事業内容においても、塗るということではなくてほかの指導の方法に変えていただきたいと思うのが1点です。

もう一つ、同じ資料12の76ページ、4番の障がいの早期発見のところの真ん中、参考 指標の発達健康診査延べ人数なんですけれども、こちらは検査を受けた人数が重要では なくて支援が行われたかどうかが大事なので、こういう書き方でいいのかなと。じゃあ どのようにすればいいのかという案はないんですが、この検査を受けた人数を実績とし て維持していくのはまたおかしな話ではないのかと思いましたので、その2点について。

○健康課長 1点目のフッ化物の点でございますけれども、フッ化物に限らず、さまざまな予防があるよというのはおっしゃるとおりかなと思います。フッ素塗布の重要性とか、どのぐらいみるかということで、ここは持ち帰らせていただいて、どういった表現がいいか検討させていただきたいと思います。

それから発達についても、検査の件数よりもその後の支援のほうが重要ということに ついてもご指摘のとおりだと思います。ただ、その後の支援というのを、どう数値化み たいなものだとか、どこまでいったものを目標として掲げるのかというところはちょっ と難しいところもありますけれども、こちらもどういった目標のとり方があるか、検討 させていただきたいと思います。ありがとうございます。

- ○倉持会長 よろしくお願いします。ほかはよろしいでしょうか。
- ○鈴木 (隆) 委員 今のところは、事業名称は早期発見となっているんですけれども、支援も含むので しょうか。事業の内容には確かにそう書いてあるんですけれども、ここは発見と支援を 含むのであれば、事業名称が中身と合っていないように感じるんですが。
- ○古源委員 今のご質問に関してなんですけれども、多分これは健康課の事業ですので、おそらく 健診の中での発見ということがメーンだと思うんですね。そうなってくるとこの事業内 容のところで、「適切な支援を行う」ではなくて「適切な支援につなげる」という形に したらいいのかなと思います。
- ○倉持会長 いかがでしょうか。
- ○鈴木(隆)委員 そういうことであれば、最初からここは発見することに集中するのであって、北脇 委員がご指摘になった部分は、とりあえずのところ発達健診の延べ人数で、みんなが検 査しているということで、事業内容としてはよいということになるのではないかと思い

ます。

- ○健康課長 目標をどうつなげていくかということと、事業の内容とうまく合わせていけるかというところもございますので、そこを含めて検討させていただきたいと思います。
- ○倉持会長 よろしくお願いいたします。

それでは続いて、残りの章はよろしいでしょうか。第1章、第2章、第5章がありますので、まず第5章からご意見いかがでしょうか。計画の推進に対して、83ページからになります。最後の章。86ページまで、最後のページまで。

- ○石川委員 84ページの推進体制図のところでお聞きしたいんですが、今回子どもの権利に関する、 集中審議するために部会を設けてやっていただいた部分があるかと思います。これは子 ども・子育て会議の部会という位置づけだったと思うんですけれども、それがここには あらわれていないので、先ほど多様な子どもの居場所づくりのところに関して、部会も 検討みたいな形があったと思うので、それは推進体制の中で、どういったときに部会を 設置するのか、設置したときの部会の役割も、あらかじめこちらの体制図に組み込むこ とはできないのでしょうか。
- ○倉持会長 小金井市子ども・子育て会議のところにも何かちょっと工夫して記載するか。
- ○子育て支援係長 部会設置に関しましては、子ども・子育て会議条例の中で規定しており、資料編で子ども・子育て会議条例を記載しますので、そちらでわかるかなと思います。こちらの推進体制の図に関しては、部会というよりもあくまでも子ども・子育て会議全体としてこういった推進体制で行うということを表すためのものかと。子どもの権利部会に関しては、計画策定の関連でということで今年度設置しまして、必ずしも常設のものではありません。また、今後の部会の設置に関して、特に居場所についてというお話もありましたが、それについては今後の課題であり、現時点で記載できるものとしてはこのような形になるかと考えております。
- ○倉持会長 ありがとうございます。ほかには、第5章については大丈夫でしょうか。
- ○石川委員 85ページに移りまして、この図の下の丸で、リストがあるかと思うんですけれども、 1つ目のリストで読み上げます。「のびゆくこどもプラン小金井は、子ども・子育て会 議の知見を活用し、毎年度点検・評価・公表を行います。また計画期間終期には、ニー ズ調査結果等を活用し、成果指標に基づく点検・評価を行います」となっているのです が、5カ年計画の途中での見直しについても何度か結構触れていて、特に人口急増の5 カ年になると思いますので、その点について柔軟に対応するために、中間見直しを推進

の点検・評価の中にあらかじめ組み込んで書いておく必要があるのではないかと思います。

- ○子育て支援課長 一番下の、3つ目の丸ポチに。
- ○石川委員 ああ、なるほど。計画終期の後にあるということですね。できれば順番にそって書けるといいんですが。そうですね、なるほど。
- ○倉持会長 毎年度公表というのも。
- ○石川委員 順番、3番目と2番目をひっくり返すのはいかがですか。
- ○子育て支援課長 可能です。
- ○石川委員 そうですね。そうすると、計画終期にはというのを別項目にして、別立てするのはいかがですか。毎年度点検・評価します。中間見直しもあり得ます。終期にはニーズ調査をやります。そして最後にホームページなどを活用しと、4項目に分けて。
- ○子育て支援課長 丸ポチを4つにする感じで。
- ○石川委員 はい。
- 倉持会長 時系列的に並べるということですね。お願いします。ほかにはよろしいでしょうか。それでは、第1章はいかがでしょうか。
- ○古源委員 細かいことで恐縮ですけれども、11ページのソーシャル・インクルージョンのイメージ図の一番下の地域の子育て支援ネットワークのところの、児童委員というところが民生児童委員であれば、入れておいていただきたいなと思います。
- 倉持会長 民生という言葉を。はい。
- ○子育て支援課長 すみません、修正します。ありがとうございます。
- ○古源委員 お願いします。
- ○鈴木(隆)委員 同じ図のところなんですけれども、ゼロ歳と1歳、2歳を分けているのは何でなんでしょうか。ゼロ歳だけの対応をする項目があるのかよくわからないんですけれども、この書き方だったらゼロ歳と1歳、2歳はまとめていいような気がするので、もうちょっとすっきり書けるような気がするんですけれども。
- ○保育政策担当課長 これは保育園の量の確保のところで、区分がゼロ歳と1歳・2歳、3歳以上という3つの区分に分かれているところから起因しているのかなと思っています。実際問題、おっしゃるとおり、図にすると幅としては変わらないところがあるかなと思うんですが、子どもの量の見込みの中でそういった切り分けが出てくるので、事務局としてはその先

の関連性からすると、あえてこの分けのほうがいいかなと思ってつくっております。

- ○倉持会長 そういうことでよろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。
- ○鈴木 (隆) 委員 もう一つ細かいことなんですけれども、子育てひろばという言葉がよくわかっていないんですけれども、「(児童館・学童保育所)」と書いてあって、児童館はその上にも書いてあるんですけれども、子育てひろばというワードは一般的なものなんですか。 定義がよくわからないのと、児童館が別にあるので、ちょっと不思議な感じがするんですけれども。
- ○子ども家庭部長 いわゆる法定13事業の地域子育て支援拠点事業ってあるんですけれども、そちらの 事業という形で「子育てひろば」という名称を使わせてもらっています。ただ学童の場 合は常設ではなく、例えば休みの期間とか4月はちょっとできないのでというところで、 子育て支援拠点事業というんでしょうか、いわゆる乳幼児を対象としたお子さんという ところで使わせていただいているという形でございます。
- ○倉持会長 よろしいでしょうか。そうしたら2章まで広げて。
- ○石川委員 同じ11ページのソーシャル・インクルージョンのイメージでふと気になったので、念のため聞きますが、一番下の四角、地域の子育て支援ネットワークの5つの団体の真ん中にあるもの、「子ども・家庭・つながる地域」って、これは何ですか。突然モットーみたいなものが挙がっていて、図としては上の真ん中の四角にある「子ども・子育て家庭」というのが、おそらく見守りの支援の対象にとなるのが全ての子ども・子育て家庭なんだよということを言いたい図なので、同じ位置に同じようにあると、モットーなのかなという感じがしてしまうんですが。
- ○倉持会長「つながる」は要らないんじゃないかと。
- ○石川委員 そうですね。もともとこれはなぜ入っているのかな。
- ○萬羽委員 関連してなんですけれども、そもそもこの図についての説明がないので、今の違和感も生まれるのかなというのがちょっと気になりまして、11ページの図は、どこのためにどういう流れでここに入っているかというのが気になると思いました。
- ○倉持会長ありがとうございます。いかがでしょうか。
- ○石川委員 今の萬羽委員の意見に基づくと、1章の一番最後に補足的に図を入れるのでもいいのかなと。今、(5)の子育て環境満足度の向上をこの図の後に入れているんですけれども、10ページのほうに入りそうな分量なので入れてしまって、このソーシャル・インクルージョンのイメージをなぜ出したかというと、多分9ページの(4)の支援が必要な

子どもと家庭への援助促進と連携強化の中で上から6行目にあるので、ここと図の間で行ったり来たりができる。9ページでは11ページにあるよと書いてあるし、11ページには9ページの補足として載せていますというのがわかれば、迷わずにすむかなと思います。

- ○倉持会長 この図を12ページの後にもってくる。
- ○石川委員 第1章の最後で、11ページのままになると。
- ○倉持会長 そうですね。
- ○子育て支援係長 こちらの図を入れた意図としては、石川委員が言われたとおり、9ページの上から 6行目のところで社会的包摂、ソーシャル・インクルージョンが必要になる。そのイメ ージ図を入れたいということで11ページに入れています。 (4) が11ページまでで、 (5) の手前にあったほうがいいかなということで入れているんですが、図を入れる場
 - (5) の手前にあったほうがいいかなということで入れているんですが、図を入れる場所は検討させていただきたいと思います。なお、ソーシャル・インクルージョンについては、資料編で用語解説をつけるなど、最終的にはわかりやすくなるよう説明を入れたいと思っております。
- ○倉持会長 図を言及してほしいということですね。この図はこういう説明だとわかるようにちょっと工夫していただいて。

ほかにはいかがでしょうか。

- ○古源委員 2章までよろしいですか。
- ○倉持会長 はい、2章まで。
- ○古源委員 2章の19ページの(7)の婚姻・離婚の状況のところがあるんですけれども、この中に、婚姻件数及び婚姻率の推移と書いてあるんですけれども、率の表記がないんですね。ですので、グラフが抜けているのか、この婚姻率の推移を今後省くのかわからないんですが、現プランでは婚姻率の推移のグラフが入っていますので、今回これが変更点になるのかわからないんですが、婚姻率が入っていないと思います。

それから、続けてよろしいですか。

- ○倉持会長 お願いします。
- ○古源委員 25ページの3番、地域子ども・子育て支援事業の状況というところの(2)の放課後 児童健全育成事業(学童保育)となっているんですけれども、この法定13事業は、「及 び放課後子ども教室事業」といって事業になっていると思うんですね。ですので、ここ に出ている放課後子ども教室実施状況というのは参考表示ではなくて、事業として2つ

併記していいものじゃないかと思いました。

あともう1点が、31ページの真ん中の④なんですが、小金井市の子育て環境や支援への満足度というところの、このグラフの読み取りの所見についてなんですけれども、平成30年度の状況が、不満のほうが多くて満足している人が少ないという所見が書いてあるんですけれども、そういうネガティブな読み取り方をしなくても、平成25年度の不満ですよという人に比べて不満の数が、かなりパーセンテージが減っているので、もうちょっとポジティブな所見にしたほうがいいんじゃないかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

- ○倉持会長 細かく見ていただいてありがとうございます。
- ○子育て支援係長 婚姻率については、すみません、確認させていただきたいと思います。

25ページの(2)の放課後子ども健全育成事業ですが、子ども・子育て支援法上の、 法律上の13事業としては学童保育になります。50ページでは放課後子ども教室事業も掲載しておりますが、こちらは新・放課後子ども総合プランとの関係で、一体として記載したほうがわかりやすいということで記載しております。25ページでは、学童保育を基本に、参考として放課後子ども教室実施状況を入れる形にしたいと思います。

あと、満足度のところの記載は検討させていただきたいと思います。

○ 倉持会長 ほかにはいかがでしょうか。36ページまで。いかがでしょうか。一通り目を通していただけましたでしょうか。

それでは、一応ここまでとさせていただきます。本日の審議を踏まえ、修正したパブリックコメント案につきましては、また皆様に後日、事務局からパブリックコメントを出す前にお送りいたしますので、またそのときに文言など、ご意見がありましたらいただけたらと思います。

- ○子育て支援係長 お話途中ですみません、本日計画の素案に関してご意見を頂戴したところですが、 再度ご確認いただきまして、もしご意見があるようでしたら、明後日までにご意見を頂 戴できればと思います。またメールで流させていただきますが、期限は明後日というこ とでよろしくお願いいたします。
- 倉持会長 今日これを見直して、また意見があったらそちらに送る。その意見を反映して、また パブリックコメント案を作成して。
- ○子ども家庭部長 今日、あと2日ほどまた意見をもらう機会を取りたいと思ってございますけれども、 今後それをもとに、もう一度内部でこれでいいのかというところを、意見を聞く形にな

ります。課長職は大体見て作っていますけれども、部長等が見ていない部分があります ので、この素案をパブコメにかけていいかという形で、最終週に全体的にチェックをす る予定でおります。それで、最終的にはそれらも含めて、年明けになるか、年末の最後 になるかというところで皆様方にお返しをする形になろうかなと思っております。

それで一定、今後この案でパブコメをしていいかという手続を踏んだ後に、今予定でいきますと1月15日にパブコメという形になりますので、流れ的にはこの2日間ぐらいで最後確認をしていただきたい。その後、これはパブコメをかけていいかという手続をとりあえずさせていただく。その後、それが整ったらパブコメという形になりますので、そういったところでご理解のほど、よろしくお願いします。

○倉持会長 よろしいでしょうか。何かご質問などありますか。大丈夫でしょうか。

それでは、最初、資料14の説明があったと思うんですけれども、それについて少しご 意見をいただきたいと思います。

資料14の次期計画における資料編等についてというところで、あとがきについてA案、B案、C案とご提案いただきましたけれども、現行どおり全員の方に書いていただくということでよろしいでしょうか。

○鈴木 (隆) 委員 B案でいいと思います。

○倉持会長 B案で。B案というご意見もありましたけれども、いかがでしょうか。B案のほうが よろしいですか。うなずきが多いような気がいたしますので、それでは一部委員という ことで、希望者を募って書いていただくということで、ぜひ積極的に希望していただけ たらと思います。

それでは、次第の2が終わりまして、3に行きたいと思います。家庭的保育事業の認可についてです。

内容に入ります前に、この議題の性質上、会議を非公開とするか、また会議録の記載 方法をどうするかについてお諮りしたいと思いますので、事務局から説明をいただきま す。

○子育て支援係長 会議の公開の扱いについてですが、小金井市子ども・子育て会議条例の第9条に「子ども・子育て会議の会議は、公開する。ただし、公開することが子ども・子育て会議の適正な運営に支障があると認められるときは、非公開とすることができる」との規定がございますので、原則として公開となりますが、家庭的保育事業等の認可に関する審議については、「会議の適正な運営に支障があると認められるとき」に該当し、非公

開にすべきと考えております。

理由といたしましては、家庭的保育事業の認可については、認可するか否かによって、 設置主体及び同業事業者の利害関係に大きな影響を及ぼすものであります。このような 性格の議題について会議を公開した場合、審議等の公平な運営や委員に対する不当な働 きかけ等により、自由に意見交換ができなくなるおそれがあり、そのような事態を回避 し、委員が議事に専念できるようにし、審議の実質化を図る必要があります。

また、家庭的保育事業等の認可に関する審議内容については、一般的には公開していない情報が含まれており、公開により設置主体の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあります。

家庭的保育事業等の認可に関する審議については、本市ではこれまで非公開としてきました。また、他市においても、東京都をはじめ多くの市においては非公開としております。

私どもとしては、児童福祉法において、認可に当たっては「児童の保護者その他児童 福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない」と規定している趣旨を踏まえ、保育 の質を確保するために、事業内容の詳細について委員の皆様にお示しし、実質的な審議 を行っていただき、ご意見を賜りたいと考えております。

以上のことから、家庭的保育事業等の認可に関する審議については非公開にすべきと 考えております。

次に会議録の扱いについてですが、会議の目的が達成された後は、会議録は支障のない範囲で公開すべきと考えております。具体的な公表の範囲といたしましては、発言した委員氏名は表記せず、内容については要点記録として公開したいと考えております。

○倉持会長 今ご説明がありましたけれども、ご異議はございませんでしょうか。会議は非公開ということ、会議録は要点記録として、委員氏名は公開しないということでよろしいでしょうか。

それでは、異議がないようなので、傍聴者もいなくなりましたので、家庭的保育事業 の設置認可についての審議に入りたいと思います。

それでは、配付資料があると思いますので、事務局より説明をお願いいたします。

(※これ以降の家庭的保育事業の認可に係る審議内容については要点筆記)

○事務局 本件は、家庭的保育事業の定員を4名から5名に変更に関するもの。変更時期は令和

2年4月1日。設置基準に適合している旨、確認済み。

○倉持会長 本件については了解する。

閉 会